

住宅・建築物省エネ改修推進事業

リフォームにおける省エネ改修工事と、それに加えて行われるバリアフリー改修・耐震改修工事に対して、工事費用の1 / 3、最大50万円（バリアフリー・耐震改修工事は上限25万円加算）の補助金を受けられるものです。

省エネ改修工事

●改修前と比較して概ね10%以上の省エネ効果が見込まれる改修工事

断熱改修



設備改修



最大50万円

バリアフリー改修工事



耐震改修工事



最大25万円

+

合わせて最大75万円

(注) 事前に施工業者様の応募登録が必要です

概要

【補助内容】

既存住宅の省エネ改修・バリアフリー改修・耐震改修に対して費用の一部を国が補助するものです。

【補助額】

費用の **1 / 3** で **上限 50 万円 / 戸**。

省エネ改修（必須）と同時に**バリアフリー改修**または**耐震改修**を行う場合は、**上限を 25 万円加算する。（最大 75 万円）**

【対象要件】

- 躯体（開口部・外壁・床・天井）の省エネ改修をとまなう工事であること
- 改修前後で10%以上省エネ性能が向上すること
- エネルギー等の計測を2年間毎月おこなうこと（HEMSかエネルギー供給業者からの請求書等も可）
- **省エネ改修等に係る総事業費が 500 万円以上**であること（複数物件でも申請可）
- **平成25年度中に工事着手**すること（複数年度にまたがる場合は平成27年2月末まで完了）

【応募内容】

事前に事業者様の応募（エントリー）が必要

- ① 専用のWeb上で事業登録
- ② 事業登録の受付後にメールで応募番号を応募者に通知
- ③ 応募番号取得後、
募集要領に記載の必要書類を揃えて提出

④ 事業登録完了

※ 応募については次ページの注意点をご確認ください。

【応募期間】

平成25年5月29日～平成25年6月26日

【平成24年度補正予算との違い】

耐震改修工事が補助対象として追加

（応募書類の送付先・問い合わせ先）

〒102-0083 東京都千代田区麹町 3 - 5 - 1 全共連ビル麹町館
独立行政法人建築研究所 住宅・建築物省エネ改修等推進事業担当

（住宅・建築物省CO2先導事業評価室(連絡室)内）

電話番号：03-3222-6750 F A X ：03-3222-7882

メールアドレス：kaishu@kenken.go.jp

ホームページ：<http://www.kenken.go.jp/shouenekaishu/index.html>

（本募集要領資料・応募様式をダウンロードすることが可能）

Q&Aはこちら↓

http://www.kenken.go.jp/shouenekaishu/faq_jyutaku.html

応募について

まず専用Web上にて事業登録をおこないます。

【注意点】

応募する省エネ改修のタイプ、住宅数を記入しなければなりません。

- 応募する省エネ改修工事の総費用が500万円以上であること（複数申請可）
- 未確定（予定）の物件も応募できます。
- 応募する工事（未確定も含む）は下記A～Dの4つのタイプに分けて住宅数を記入していきます。
- 下記4つのタイプ以外の改修工事の場合は、省エネ率10%以上となる根拠の添付書類が必要です。

タイプA～Dの4つのタイプから選択します

別表1－(1) 省エネ率が概ね10%以上となるものとみなす改修タイプの早見表

タイプ名	省エネ率10%以上とみなす改修メニューの組み合わせ								1住戸あたりの補助金交付の限度額
	断熱改修				設備改修				
	開口部	床	外壁	屋根(天井)	暖房	給湯	換気	その他	
タイプA	全居室の全窓	住宅全体(いずれか1種類)			-	-	-	-	50万円/戸
タイプB	全居室の全窓	-	-	-	いずれかの設備改修1種類以上				
タイプC	主たる居室の全窓以上	-	-	-	いずれかの設備改修1種類以上				
タイプD	その他居室1室の全窓以上	-	-	-	いずれかの設備改修2種類以上				

記入

専用Web事業登録の一部

2. 応募する省エネ改修タイプ及び住宅数

※ 募集要領のp.2、3の別表1-(1)早見表を参照して、改修タイプ別の住宅数を入力してください。

(早見表の内容はこちら)

※ 早見表のタイプA～Dにあてはまらない場合は、「その他」に住宅数を入力してください。

(その他の場合、提案申請書で、省エネ率10%以上となる根拠の添付が必要です)

改修タイプ名	タイプA	タイプB	タイプC	タイプD	その他	合計
提案する住宅数	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	0
うち確定件数	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	0

詳しくは専用ページの『募集要項』にてご確認ください

事業者様の登録専用ページは ↓

<http://www.kenken.go.jp/shouenekaishu/entry.html>

試算例（【タイプC】の場合）

（必須工事）省エネ改修工事

断熱改修：開口部
（主たる居室全窓以上）



内窓設置4カ所
 $90,000 \times 4 \Rightarrow 360,000$ 円

補助額

$360,000 \text{円} \times 1/3$
 \Rightarrow 120,000円

設備改修



高効率給湯器 420,000円

補助額

$420,000 \times 1/3$
 \Rightarrow 140,000円

+

バリアフリー改修工事



手すり設置 2カ所
 $60,000 \times 2 \Rightarrow 120,000$ 円

補助額

$120,000 \times 1/3$
 \Rightarrow 40,000円

【補助額合計】 $(120,000 \text{円} + 140,000 \text{円} + 40,000 \text{円}) \times 1.022$ (附带事務費) \approx **306,000円**

金額はシュミレーションの費用ですので実際の金額とは異なります。

【補助対象にならないもの】

- 壁掛け式エアコン、蓄熱電気暖房機、FF式暖房器等
- 壁掛け式熱交換換気設備
- ユニットバス、トイレ等の節水器具、シャワーヘッド交換、温水暖房便座、食洗機等
- 調理器具（ガスコンロ、IH等）、電球の交換など工事を伴わない照明器具
- 家電、太陽光発電、蓄電池 他